

道路工事施行承認申請の手引き（申請から完了までの流れ）

承認書が出来るまでは15営業日程度かかりますので、お早めに提出してください。

提出先 足利市役所道路河川保全課管理担当（本庁舎5階） 電話 0284-20-2262

（1）申請書類等の提出部数

申請書・添付書類は2部提出してください。

※ただし、植栽の移設・撤去を伴う場合の申請は、4部必要になります。

（2）道路工事施行承認工事完了届兼引渡し書

工事完了後は、道路工事施行承認工事完了届兼引渡し書とともに完了写真（施行前・施工中【厚さ管理・転圧状況等も含む】・施工後）を1部提出してください。

（3）道路工事施行承認工事しゅん工確認書兼物件受領書

検査員が当該道路工事施行承認工事の検査に合格したと認めたときは、足利市から道路工事施行承認工事しゅん工確認書兼物件受領書を交付いたしますので、受領し全て完了となります。

（4）その他

- ・申請及び承認書の内容のとおり施工していない場合、足利市で維持管理上支障のある場合は、申請者の費用でやり直しをしていただきますので注意してください。
- ・道路上で工事を行う場合は、所轄の警察署長（道路使用）の許可が別途必要です。
- ・工事期間や工事内容等を変更する場合は、変更申請が必要です。
- ・道路工事施行承認を取下げたい場合は、申請が必要です。

足利市役所道路河川保全課管理担当

電話 0284-20-2262